

三重県経営者協会会長
小倉 敏秀 様

新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえた 2019 年度に学校を
卒業した内定者への特段の配慮に関する要請

平素は、県行政の推進に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。
現在、新型コロナウイルス感染症は、世界保健機構が「パンデミックとみなせる」と表明するなど、世界的な拡大に歯止めがかからない状況が続いており、県内経済にも、幅広い分野で多大な影響をもたらしています。

このような状況に対応するため、県では、3月10日に国が発表した「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策」で不足している点、県として上乗せして支援が必要な点などを整理し、13日に県独自の緊急経済対策として取りまとめるとともに、17日に国に対し、「新型コロナウイルス感染症を克服し、三重県経済が直面する難局を乗り越えるための緊急要望」を実施しました。

引き続き、国の緊急対応策と連動しつつ、経済団体の皆さまをはじめ、関係するすべての機関による「オール三重」の体制で、大胆かつ速やかに様々な対応策を実行していきます。

こうした中、事業主の皆さまには、たいへん厳しい状況の中で、事業の継続、従業員の雇用維持にご努力いただいているところですが、特に採用内定者については、県内産業の将来を担う人材の重要性に鑑み、最大限の経営努力を行う等あらゆる手段を講じていただき、内定を取り消すことなく採用いただきたいと考えています。

また、やむを得ない事情により、採用内定の取消し又は採用・入職時期の延期を行う場合には、対象者の就職先の確保について最大限の努力を行うとともに、対象者からの補償等の要求には誠意を持って対応をいただきたいと切に要望します。

貴団体におかれましては、こうした考え方をご理解いただくとともに、会員企業の皆さまに対し、新卒の内定者の取扱いに特段の配慮をいただきたい旨、機会を逸することなくご周知くださいますようお願い申し上げます。

令和2年3月25日

三重県知事 鈴木 英 敬



三重県教育委員会教育長 廣田 恵 子

